

FAINESに「保安基準の判断方法」についての事例を掲載しました

保安基準に適合しているかどうか**判断に困る事例**を掲載しています
お知らせまたは**外部サービス (JASPA)**からアクセスできます

- 自動車整備新技術
- タイヤ適用リム一覧表・横すべり量一覧
- 車台番号・原動機型式打刻位置等図解マニュアル
- タイミング・ベルト交換要領
- 燃料噴射装置故障探究マニュアル
- リコール・改善対策など

リセット

検索実行

※「キーワード検索」の車両型式は、排ガス記号を除いて入力してください。□
 (入力例 × DBA-YA5 ○ YA5 等)

お知らせ

- 2025/12/23 「保安基準適合性の判断方法」に関する資料の掲載 新規
- 2025/11/27 スキャンツール導入補助事業について 新規
- 2025/11/13 【復旧済み】一部の環境で表示不具合が発生しております
- 2025/11/04 【更新】Internet Explorerモード(IEモード)の利用方法…
- 2025/08/21 FAINES利用ガイド追加に関するご案内 新規


外部サービス

- 輸入車の点検整備情報 (日本自動車輸入組合) [🔗](#)
- 関連団体・企業
- メディア情報
- リコール等
- JASPA (日整連)
- 損傷した電気・HV車取扱いの注意

全選択
全解除

更新情報

4. 事例A (1) 前提条件



項目	内容
① 参考 題材 車種	題材a.ダイハツ ムーヴカスタム LA150S 題材b.ダイハツ タントカスタム LA650S
② 変更点	純正後部反射器から、社外のLED付後部反射器に交換されている
③ 状況	LEDは尾灯 / 制動灯と連動して点灯

※法規については令和7年10月時点の判断となります。

5. 事例B (4) 法規適合判断、考察

方向指示器の制限としての要件 (研修用として一部抜粋)	法規適合判断
題材a.ヴェルファイア ドアミラーに取り付けられた方向指示器が、側面に備える方向指示器としての役割を担っている ➡連鎖式点灯をする方向指示器は側面に備える方向指示器としては使用できない	×
題材b.ハイエース 前面に備える方向指示器が側面に備える方向指示器の役割を担っている ➡連鎖式点灯をする方向指示器を補助方向指示器として使用できる	○

工場出荷時でフロントフェンダーに側面に備える方向指示器が付いている車両には、補助方向指示器としてドアミラーに連鎖式点灯をする方向指示器の取付けが可能

